平成 31 年 4 月 1 日～

可児市地域支え合い活動助成制度の概要

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、そして支援を必要とする高齢者も増えている傾向のなか、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくためには、介護保険制度などの「公助」だけでなく、地域住民等が支え合い・助け合う「共助」の仕組みづくりが重要であると考えています。

そこで可児市では、高齢者への支え合い活動を地域で広く実施してもらえるよう、『高齢者への営利を目的としない日常生活支援または、介護予防に寄与する自主的な活動（**地域支え合い活動**）』を行う地域住民等による団体に対し、その活動経費の一部を助成する制度を創設しました。

なお、次の4点が、当該制度についての基本的な考え方となります。

1）地域住民に広く開放された活動が対象であり、会員や一定の限られた範囲内だけで行われる活動は対象となりません。（例：同じ趣味・嗜好を有した特定の者だけが集まる同好会やサークル団体概念に類する活動、地域慣例の食事会や催しなどは対象外。）

2）「業」として行われる活動は対象となりません。

3）他の法令等に対し問題となるような活動は対象となりません。

4）介護予防に資する内容の活動でなければなりません。

※国、県又は市から当該制度と内容を同じくする別の助成等を同時に受ける場合は、当該制度の適用は受けられません。

※**当該制度を活用する団体（地域支え合い活動を行う地域住民等による団体）は、あらかじめ、団体登録が必要となります。**

【助成対象とする団体】

助成対象とする団体は、次のいずれかの団体です。なお、団体の構成員数は「5名以上で構成されており、内65歳以上の方が2名以上」とします。

- **地縁団体**
- **NPO法人**
- **任意ボランティア団体**
- **地区社協**
- **地区の単位老人クラブ**
- **その他市長が必要と認める団体**

※「構成員」とは、サービス提供・活動を行う従事者のことです。
※対象活動①(後述参照)については、構成員数の規定は適用しません。

【対 象 活 動】

「地域支え合い活動」とは、次のいずれかの活動とします。　※複数実施も可。

対象活動①　…　高齢者が集う「サロン」の運営
対象活動②　…　生活支援サービス（調理・配食、掃除、庭の草ぬき、買い物代行、同行支援、ごみ出し支援　など）
対象活動③　…　安否確認、見守り活動

※「安否確認・見守り活動」については、後述のサービス利用対象者への各戸訪問による確認（声掛け）活動を指しており、例えば、地域の巡回パトロールのような活動は対象活動③に該当しません。

【活動拠点の基準】

地域支え合い活動を実施する施設（**活動拠点**）は、民間住宅及び集会施設のいずれかとします。なお、集会施設とは、町内会等の市民の自治組織において設置し、利用及び管理する公民館その他集会所のほか、可児市地区センターも含みます。

※集会施設を利用する場合は、当該施設の管理者の利用許可を事前に受けてください。
※地域支え合い活動を可児市地区センターで行う場合には、必ず市高齢福祉課に事前相談してください。

【活動回数等の基準】

サービス提供日・曜日・時間帯（開所日、活動日、開所時間）は、実施主体の意向に沿うものとしますが、当該制度の対象活動は以下の要件が必要となります。

【対象活動①】 **1日の利用者が3名以上である開所日が月2日以上で、開所時間（準備や片付け含む）は1日あたり3時間以上。**
また、地域住民に広く開放された活動とするため、開所日や開所時間は原則固定されたものであること。
【対象活動②】 **月の平均開所日が週2日以上。**
【対象活動③】 **月の平均活動日が週2日以上。**

※対象活動②の「開所日」とは、当日の予定利用者がなくても緊急利用要請に対応するために、実施主体の構成員が活動拠点で待機している場合も開所日として含めます。

【サービス利用対象者の基準】

当該制度の対象活動は、以下のサービス利用対象者へのサービス提供活動を対象とします。

【対象活動①②】

市内に居住の65歳以上の方又は65歳未満の要介護認定者等など。

【対象活動③】

当該地域における次のいずれかに該当する方（世帯）

＊ 市内にて在宅で、生活している65歳以上の方又は65歳未満の要介護認定者等でひとり暮らしの世帯。

＊ 市内にて在宅で、生活している65歳以上の方又は65歳未満の要介護認定者等のみで構成されている世帯。

＊ 市内にて在宅で、同居家族の日中勤務により、65歳以上又は65歳未満の要介護認定者等が日中ひとり暮らしとなる世帯。

※「要介護認定者等」は、要介護認定又は要支援認定を受けた方と事業対象者（チェックリストにより該当となった方）を指します。

※活動拠点の収容能力の問題や利用対象者の介護状態によりサービス提供が困難であると判断される場合など、特別な事情がある場合については、この基準は適用しません。

※対象活動②は、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に在住の方も含みます。

※対象活動③は、「安否確認・見守り」が義務化されている施設や賃貸住宅等に在住の方は含みません。

【助成対象経費及び助成額】

助成対象経費及び助成額は、以下の基準とします。

※「活動拠点整備経費」のうち、工事発注である場合は、市内に本社を有する事業者に支払う経費を助成対象経費とします。

※活動拠点整備経費のうち工事発注以外の場合、並びに「開設準備経費」及び「備品購入経費」については、市内に本社或いは事業所を有する事業者に支払う経費を助成対象とします。

（事業者とは・・・法人及び住民基本台帳法の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている個人事業者）

※活動拠点整備経費、開設準備経費並びに備品購入経費における助成額の10パーセントは、「可児市地域通貨（Kマネー）」により助成します。

（1） 活動拠点整備経費 （活動拠点の新築、増・改修等のハード整備に必要な経費）

＊ 整備に要した費用の2分の1に相当する額を助成（当該助成額が50万円を超えるときは、50万円）。

＊ 同一施設の活動拠点において、同一の団体が複数の対象活動を実施する場合、または同一の団体が複数の活動拠点において対象活動を実施する場合、1対象活動あたり整備に要した費用の2分の1に相当する額を助成（但し、1対象活動あたり10万円を限度）。

＊ 既に団体が対象活動を実施している活動拠点において、別の団体がその活動拠点で対象活動を実施する場合、1対象活動あたり整備に要した費用の2分の1に相当する額を助成（但し、1対象活動あ

たり10万円を限度）。

※団体の自己負担となる2分の1に相当する額については、「岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助制度」に該当すれば、助成対象とすることができます。

(2) 開設準備経費 （開設に必要な備品・消耗品等。人件費、食糧費は対象外。）

＊ 開設準備に要した費用相当額を助成（但し、30万円を限度）。

＊ 同一施設の活動拠点において、同一の団体が複数の対象活動を実施する場合、または同一の団体が複数の活動拠点で対象活動を実施する場合、1対象活動あたり開設準備に要した費用相当額を助成（但し、1対象活動あたり10万円を限度）。

(3) 運営経費 （活動を維持・運営するための経常経費。ボランティアの人件費、食材費は対象外。ただし、利用調整等を行う人件費は対象。）

▼ 対象活動①については、次のとおり助成します。

[維持費助成]

月4回未満の開所　　月額　5，000円

月4回以上8回未満の開所　月額　10，000円

月8回以上の開所　　月額　20，000円

※集会施設を利用した場合の維持費助成は、施設の管理者に支払った使用料及び光熱水費と同額を助成します（なお、上記の月額を限度とします）。

[活動費助成]

1回開所する毎に2，500円。但し、月額12，500円を上限とします。

▼ 対象活動②については、次のとおり助成します。

基本月額　5，000円

[ごみ出し支援以外]

1利用者（1日）につき600円。但し、月額27，000円を上限とします。

[ごみ出し支援]

1利用者（1日）につき200円。但し、月額20，000円を上限とします。

※「1利用者（1日）」とは、対象活動②に該当するサービスを、同一の団体が、同一の利用者に対して同一日に数種類・複数回提供しても「1件」として取り扱うことを意味します。

▼ 対象活動③については、次のとおり助成します。

200円×実施件数。但し、月額　20，000円を上限とします。

※「実施件数」とは、同一の利用者に、同一の団体が同一日に複数回のごみ出しや安否確認訪問を実施しても「1件」として取り扱うことを意味します。

(4) 備品購入経費（備品の新規購入又は更新をするための経費）

▼ 備品の購入に要した費用の2分の1に相当する額を助成（但し、1年度あたり30万円を限度）。

※新規購入は、不所持の備品の購入又は複数所持を市が認めたものに限ります。

※更新については、耐用年数を経過している備品の更新に限ります。

※団体の自己負担となる2分の1に相当する額については、「岐阜県地域での支え合い活動支援事業費補助制度」に該当すれば、助成対象とすることができます。

サービスB助成制度について

【サービスBとは】

平成 27 年度の介護保険法の改正により、要支援認定者と事業対象者（介護認定を受けずにチェックリストにより対象となった人）への介護保険サービスに、住民がボランティアで行なうサロンや生活支援サービスが加わりました。このような要支援者、事業対象者が利用できる住民サービスを「サービスB」と呼び、支え合い活動助成に上乗せする形で、助成をしています。

【サービスB助成の要件】

サービスB助成の対象団体は、地域支え合い活動団体のうち、次の要件を全て満たしており、かつサービスBの登録をした団体となります。

・団体のスタッフに、市の主催するボランティア養成講座の修了者が1名以上いること。
・要支援者や事業対象者のサービス利用が可能であること。
・地域包括支援センターやケアマネジャーと、必要に応じた事務連絡や利用状況報告が可能であること。
・開催日が週1回以上であること（サロン運営団体のみ）

また、サービスB助成を受ける団体は、介護保険法に定められた次の基準を遵守する必要があります。

①スタッフの清潔の保持・健康状態の管理をすること。
②スタッフやスタッフを辞めた人が利用者の情報を漏らさないようにすること。
③サービス実施中に事故が発生した場合は、次の対応をすること。
・利用者の家族や、利用者を担当している地域包括支援センターまたはケアマネジャー等にすぐに連絡をする。
・事故の状況や、対応について記録をする。
・賠償すべき事故が発生した場合は、適切な対応をする。
④年度の途中でサービスＢ助成団体を辞退する場合は、早急に市高齢福祉課に連絡をすること。

【助成対象経費及び助成額】

サービスB助成は、対象活動①②の運営経費に上乗せして、以下のとおり助成します。（対象活動③はサービスB助成の対象となりません）

地域包括支援センター又はケアマネジャーの要請による1利用者（1日）につき100円。
月額での上限はありません。

※「1利用者（1日）」とは、該当するサービスを、同一の団体が、同一の利用者に対して同一日に数種類・複数回提供しても「1人」として取り扱うことを意味します。

※サービスB助成は、各対象活動の運営経費助成の上限の対象とはなりません。

【サービスB助成の留意事項】

・地域包括支援センターやケアマネジャーの要請による利用者については、出席状況報告など適宜事務連絡が必要となってきます。

・地域包括支援センターやケアマネジャーの要請による利用者については、事前に参加の可否についての調整があります。受け入れが困難な場合は、断ることもできます。但し、これまでどおり、要支援認定者や事業対象者が自らの意思でサービスを受けることはあり得ます。

【担当課】可児市　福祉部　高齢福祉課
℡0574－62－1111（代）